

## 令和3年度高知市森林情報管理システム整備業務公募型プロポーザル募集要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和3年度高知市森林情報管理システム整備業務

#### (2) 目的

市域の森林情報を一元的に管理し、効率的な森林施業や施業地の集約化を図るとともに、森林経営管理制度の実施に際し、森林資源等を把握したうえで、森林所有者に対する経営管理意向調査の候補地の選定等を行うなど、同制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

#### (3) 業務内容

本業務では、高知県が実施した「令和元年度地形情報整備委託事業」、「令和2年度森林情報整備委託業務」の成果品及び森林簿情報と本市が運用している林地台帳の森林所有者情報等を用いて、クラウドシステムを活用した森林GIS及び現地調査用タブレットシステムを構築し、森林情報管理システムの整備を行う。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和4年2月28日（月）まで

#### (5) 予算限度額

8,800千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※応募者はこの額を上限として提案すること。

### 2 資格要件

公告日において、以下の(1)～(9)全てに該当すること。

なお、公告日から契約までの期間中に(1)～(9)のいずれかに該当しないことが明らかになった場合は失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者
- (2) 公告日から契約締結の日までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (6) 役員又は使用人等が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に違反する容

- 疑により、逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者
- (7) 市の物件等競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (8) 次の各号に該当することが明らかとなった場合は参加資格を喪失し、提出された提案書は無効とする。
- ① 資格要件を満たさなくなった。
  - ② 提出書類に虚偽の記載をした。
  - ③ 提出書類に不備があった、又は指示した事項に違反した。
  - ④ 選定委員会の委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、不正な接触の事実が認められた。

### 3 審査

#### (1) 審査方法

- ア 公募型プロポーザル方式により審査は実施する。なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。
- イ 審査は、審査選定基準に基づく企画提案書の審査及びプレゼンテーション審査を実施する。なお、プレゼンテーションは40分以内、質疑は20分程度とする。プレゼンテーションの際のパソコン等の仕様も認めるが、スクリーン及びプロジェクター以外の機器は各自用意することとし、スクリーン及びプロジェクターの利用を希望する場合は、審査前に鏡地域振興課（088-896-2001）に連絡すること。

#### (2) 選定委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を先行するために「令和3年度高知市森林情報管理システム整備業務公募型プロポーザル選定委員会設置要綱」に基づき、令和3年度高知市森林情報管理システム整備業務公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

#### (3) 候補者の選定

選定委員会は、審査の結果に基づき、選定委員の総得点が高い者から順位付けを行い、最低基準点（総得点が満点の70%）以上の総合評価点が最高位の事業者を候補者とする。最低基準点以上の者がいなければ、候補者は選定しない。審査は、1社のみでも実施するが、最低基準点以上でなければ、候補者を選定しない。

また、最上位の事業者が複数いる場合は、提案価格が廉価な者を候補者とする。

※業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。14日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて市と交渉を行うこととなります。

#### (4) 審査基準

審査基準は、別記「審査選定基準」のとおり。

#### (5) 審査結果通知

審査結果は、提案書の提出者全員に書面で通知する。

#### 4 説明会

応募方法，提出資料，本業務の内容等について説明する。

今回のプロポーザル参加を希望する者は，説明会への参加を必須とする。

(1) 開催日時

令和3年5月10日（月）午前10時00分から

(2) 開催場所

高知市 農林水産部 鏡地域振興課（高知市鏡小浜7番地）

(3) 申込書類

説明会参加申込書（様式第1号）

(4) 申込方法

FAX又は電子メールにより申込すること。

※提出後，電話にて着信の確認を行うこと。

※電子メールの場合は，件名を「令和3年度高知市森林情報管理システム整備業務 説明会参加申込」とすること。

(5) 申込期限

令和3年5月7日（金）午後5時15分（必着）

(6) 参加に当たっての留意事項

ア 新型コロナウイルス感染症対策のため，1事業者4名までの参加とする。

イ 参加者はマスクを着用すること。

(7) 申込先

高知市農林水産部鏡地域振興課 担当：後藤，前田

電話番号：088-896-2001 FAX番号：088-896-2004

E-mail：kc-270300@city.kochi.lg.jp

#### 5 質疑・回答

(1) 提出書類

質疑書（様式第2号）

(2) 提出方法

FAX又は電子メールにより提出すること。

※提出後，電話にて着信の確認を行うこと。

※電子メールの場合は，件名を「令和3年度高知市森林情報管理システム整備業務 質疑書」とすること。

(3) 提出期限

令和3年5月12日（水）正午（必着）

(4) 提出先

高知市農林水産部鏡地域振興課 担当：後藤，前田

電話番号：088-896-2001 FAX番号：088-896-2004

E-mail：kc-270300@city.kochi.lg.jp

(5) 回答方法

令和3年5月14日（金）正午に高知市鏡地域振興課ホームページに掲載する。

ホームページURL (<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/103/>)

## 6 参加意向申出書

### (1) 提出書類

参加意向申出書（様式第3号） 1部

### (2) 提出方法

提出書類は紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除く）とする。郵便の場合は書留郵便に限る。（提出期限までに必着）

### (3) 提出期限

令和3年5月20日（木）午後5時15分（必着）

### (4) 提出先

高知市農林水産部鏡地域振興課  
〒781-3102 高知市鏡小浜7番地

### (5) 参加資格審査及び結果通知

参加意向申出書の提出があった者について資格審査を行い、審査結果を参加資格確認結果通知書により通知する。なお、資格審査により失格となった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（市役所の閉庁日を除く）以内に、この理由について説明を求められることができる。

## 7 提案書

別途定める「令和3年度高知市森林情報管理システム整備業務公募型プロポーザル提案書作成要領」のとおり。

## 8 スケジュール（予定）

説明会	令和3年5月10日（月）
質疑書の提出期間	令和3年4月26日（月）から 令和3年5月12日（水）まで
質疑に対する回答	令和3年5月14日（金）
参加意向申出書の提出期間	令和3年5月17日（月）から 令和3年5月20日（木）まで
参加資格確認結果の通知	令和3年5月26日（水）
提案書の提出期間	令和3年5月27日（木）から 令和3年6月17日（木）まで
選定委員会の審査 （プレゼンテーション）	令和3年7月5日（月）から 令和3年7月9日（金）までのうち1日
審査結果の通知	令和3年7月中旬
契約の締結	令和3年8月上旬

## 9 結果の公表

審査結果の通知時に、候補者の名称・所在地・総得点、その他参加者（「B社」「C社」等と記載）の総得点を市のホームページで公表し、契約締結後に契約相手方、契約締結日、契約金額を公表する。

## 10 問合せ先

高知市農林水産部鏡地域振興課 担当：後藤，前田  
〒781-3102 高知市鏡小浜7番地  
電話番号：088-896-2001 F A X 番号：088-896-2004  
E-mail：kc-270300@city.kochi.lg.jp

## 11 その他

- (1) 提案に要する費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 書類を受け付けた後の追加・修正は、原則認めない。
- (4) 提出された書類は、必要に応じ複写する。（庁内及び選定委員会での使用に限る）
- (5) 提出された書類は、高知市行政情報公開条例（平成12年条例第68号。以下「条例」という。）に基づく情報開示請求があった場合、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上又は事業運営上の地位その他不正な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由があるもの（条例第9条第3号該当）を除き公開することとする。したがって、提案内容に条例第9条第3号に該当する部分がある場合は、提案書を提出する際に、非公開とする部分と具体的な理由を記載した情報非公開希望申立書（様式第4号）を提出すること。ただし、非公開の申出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場合や公開することが公益上必要であると認める場合などは、公開することがある。
- (6) 契約者以外の書類の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。
- (7) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出すること。辞退することによって、今後の高知市との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (8) 審査結果等についての不服及び異議申立ては認めない。
- (9) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合がある。
  - ① 提出書類に不備があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、市職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

(別記)

### 審査選定基準

評価項目		評価の視点	配点
1 実施体制 (20点)	迅速性	・ 高知県内に本業務の営業拠点の所在の有無。	5
	専門技術力	・ 業務を確実に遂行するための同種業務の実績の有無。 (同種業務とは、森林資源情報の解析及び官公庁への航空レーザー計測で得られた森林資源情報を格納した森林 GIS の導入とする。)	5
	地域精通力	・ 過去5年間で高知県内での森林部門の業務実績の有無。	5
	業務遂行能力	・ 業務に必要な人員体制、業務に精通した人員が配置されているか。	5
2 提案内容 (80点)	システムの構築	・ 提案の内容が、発注者が求める内容(提案書作成要領5(2))を充足しているか。	20
	システムの操作性	・ システムを運用するうえで、利便性の高い操作性能を有しているか。 ・ 操作に対する支援体制は整っているか。	15
	森林経営管理制度における活用	・ 森林経営管理法の円滑な運用のために、利便性の高いシステムの提案となっているか。 ・ 経営管理意向調査を効率的に行うために荒廃森林と森林所有者の抽出などに関して、具体的な手法と客観的な信頼性がある提案となっているか。	15
	林業事業体による活用の有効性	・ 林業事業体が活用できる環境となる提案がなされているか。 ・ 林業事業体が施業の集約化や効率的な森林施業を行ううえで有益な機能を有しているか。(作業道の開設や森林施業計画区域における材積の推計など)	10
	タブレット端末の活用	・ タブレット端末について、森林調査に必要な情報を搭載しているか。 ・ タブレット端末を活用した森林調査において、利便性の高く客観的な信頼性がある提案となっているか。	10
	アフターフォロー	・ 納品度に運用時に不具合が発生した場合のアフターフォローの仕組みや体制が具体的に提案されているか。	5
	導入後の情報の更新等	・ 利用者による森林資源情報を補正する仕組みが現実的かつ有効的なものであり、毎年度、更新することが可能なものか。	5
合 計			100

(参考)

○地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項

(一般競争入札の参加者の資格)

第 167 条

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

○高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則 (抜粋)

(市の事業等からの暴力団の排除)

第 4 条 市長は、市の事業等の契約等の相手方又はその役員等について警察等関係機関が次の各号のいずれかに該当する者として確認したときは、次条から第 7 条までに定めるところにより、市の事業等から排除するための措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団又は暴力団員等
- (2) その契約に係る業務又は補助金等に係る事業（以下「業務等」という。）に関し、暴力団員等を使用したと認められる者
- (3) 暴力団員等を雇用している者
- (4) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる者
- (5) 暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人の役員である者
- (6) その業務等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (7) 市の事業等に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用していると認められる者
- (8) その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると市長が認める者

(様式第1号)

令和 年 月 日

## 説明会参加申込書

令和3年度高知市森林情報管理システム整備業務公募型プロポーザルに関する説明会への参加を申し込みます。

商号又は名称		
所在地又は住所		
連絡先	TEL	FAX
	E-mail	
	担当者氏名	
出席者		

- 申込方法：FAX又は電子メール
- 申込期限：令和3年5月7日（金）午後5時15分（必着）
- 申込先：高知市農林水産部鏡地域振興課  
電話番号：088-896-2001 FAX番号：088-896-2004  
E-mail：kc-270300@city.kochi.lg.jp



(様式第2号)

## 質 疑 書

令和3年度高知市森林情報管理システム整備業務公募型プロポーザルについて、次の事項を質問します。

令和 年 月 日

商号又は名称 \_\_\_\_\_

担当者氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_

E-mail \_\_\_\_\_

質問事項	質問内容

- 申込方法：FAX又は電子メール
- 申込期限：令和3年5月12日（水）正午（必着）
- 申 込 先：高知市農林水産部鏡地域振興課  
電話番号：088-896-2001 FAX番号：088-896-2004  
E-mail：kc-270300@city.kochi.lg.jp

(様式第3号)

令和3年 月 日

高知市長 岡崎 誠也 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：令和3年度高知市森林情報管理システム整備業務公募型プロポーザル

資格要件の確認

\*下記□にレ点で必ず  
チェックすること。

「令和3年度高知市森林情報管理システム整備業務公募型プロポーザル募集要領」の募集要領 資格要件(1)～(7)を満たしています。	<input type="checkbox"/> 満たしている
---	---------------------------------

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式第 5 号)

令和 3 年 月 日

高知市長 岡崎 誠也 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 情報非公開希望申立書

提出した令和 3 年度高知市森林情報管理システム整備業務の提案書等において、高知市行政情報公開条例に基づく公開請求による公開が行われた場合に、事業を営むうえで、権利、競争上又は事業運営上の地位その他不当な利益が害されるため、非公開を希望する部分及びその具体的な理由は次のとおりです。

非公開を希望する部分	利益が害される具体的な理由
※箇所等を示すこと。企画提案等にアンダーラインや枠囲い等でマークしたものを添付しても可。	※事業を営むうえで、権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が害されると認めるに足りる合理的な理由を具体的に記載すること。

注 1：個人情報にかかる部分は、公開の対象とならないので記載する必要はありません。

(様式第 5 号)

令和 3 年 月 日

高知市長 岡崎 誠也 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 辞 退 届

令和 3 年度高知市森林情報管理システム整備業務の応募について、参加を辞退いたします。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail